

《論 説》

## シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(続)

—北京会議における北樺太撤兵問題—

小林 幸 男

### 基本協定・主義規定・利権細則

利権交渉の成否をかけて、当面の論議は油田操業の実態調査に集中した。カラハンからすれば、日本政府占領下の油田実態に全く感知しえない現状での商議は不可能だから調査が必要であると強調し、基本協定には「主義上の規定」のみにとどめ、詳細は将来の会商にまつ、とする立論であったが、日本側としては協定締結と同時に油田の詳細取極を遂げて、軍政下の已成事実を確保したい、との魂胆であった。

幣原は、カラハン申入の資料作成に同意の回訓の中で(8月21日532号)、すでに北樺太利権実態に通暁した陸・海軍武官が北京に派遣されているので、これと相談の上で資料は作成されたい、ただ北樺太の油田・炭田事業が国際法上占領軍に認められている権限を越える問題を惹起する心配があるだけでなく、もし協商不成立の場合にこれがソビエト側に利用される惧れもあるので、説明は軍事上は必要範囲内に限定しうよう篤と注意のこと、将来利権契約を日本政府が結んだときに譲渡すべき日本企業は未定(現在「北辰会」を設立操業)であること、現在操業中の区域は日本の要求する利権の一部に過ぎず、他の部分についてもすでに調査は進捗していること、等に留意するように注意し、とくに最後の点は「海軍省ノ希望ニヨリ挿入」との朱書の頭注が記されている。

カラハンの調査資料申入項目を左記する(8月22日720号)。

- ① 作業所在地面積並シャフト ② 労働者・技術者数 ③ 機械の種類・状態 ④ 油田採掘

機械ノ状況 ⑤ 設備状況 ⑥ 軽便鉄道ノ長さ ⑦ 建物ノ状態

これらの項目は将来利権契約を結ぶ迄の現在の作業に対して、モスクワ政府がいかなるものを承諾しうるかの決定に必要であり、調査もなしに現状の利権継承を提案するのは「恰モ金額ヲ記入セサル手形ニ署名セヨト云フコトト同様」である、とカラハンは説明した。

芳沢は、「当初カラ予メ現在ノ作業ノ継続ハ許可」できないというのなら「労農政府ハ日本政府ニ対シ非友誼的態度ヲ執ルモノトノ感想ヲ与フヘク」、資料を提示しても「詮ナシ」と考えるであろうから、此際「其ノ俣許可スヘシトノ度量ヲ示ストキハ 必スヤ日本政府モ満足スヘシ」と述べたが、カラハンは、モスクワ側の「主義的規定」に同意することを前提にして、その中に日本の希望条件をも補足することでこの問題を解決するのが最も「妥当」である、「目下ノ処他ニ名案ナキニ苦シム」と弁明した。

#### 交渉は千日手模様で決裂の噂流れる

交渉は千日手模様で対峙したが、その間アメリカ・シンクレア石油の北樺太油田策動の情報が伝えられ、8月23日は芳沢から求めてカラハンと会い、利権討議不成立なら会議を打切る必要がある、としてシンクレア情報をただしたところ、カラハンはこれを「根拠なし」と打消した上で、交渉打開の唯一の活路は「主義的限定討議」を前提する以外にない、それなくして利権条件をまず要求するのは日本が誤っており、確固たる信念に基くものと思えない、との主張を反復し、終わりに、交渉経過とその不一致点を発表することを求めたが、芳沢は追て打合せの上決定したい、と即答を避けた。

芳沢は8月29日、カラハンに北樺太利権調書を提出し、これは保存行為のみでなく現実作業の継続をも期待するものである、と説明、カラハンは、ソビエトの主張する「立前容認を前提」と解してもよいか、と念を押したが、芳沢は、的確なところは1、両日考慮の上で回答する、と答え、幣原に「緊急請訓」している（8月30日761号）。

### 立前論と現業保存, カラハン軟化

右の芳沢調書について、8月30日の会合でカラハンは、ソビエト政府としては、利権は必ず日本臣民または法人に許与する方針であって、日本政府に与えるものではないので、後日具体的取極をする時は、日本政府の紹介する個人または会社・団体に許与することになる、地域については調書範囲に限るものではない、と述べ、芳沢が、日本政府が今日具体的な取極の必要を主張するのは、表面大綱だけをきめた後に、命令や課金・賦課等種々口実を設けて結局利権許与を「有名無実」にする懸念があるからでもある、と対ソ不信に言及したところ、カラハンは「驚イタル顔色を為シ」、ソビエト政府は今日まで20余ヶ国と契約を締結したが、先方で違約のない限り約束不履行をしたことはない、と抗議している(9月1日幣原宛769号)。

カラハンはこの日の終わりに、ソビエトの「立前」に応じない限り審議はできない、と語ったが、芳沢の観察では、これは日本案がソビエトの威厳や国内法規を無視したような印象を与えており、「労農幹部一流ノ対面論ニ基ク 内部的非難ニ備ヘル為ニ非スヤト推察セラル」、カラハンは「今日自分ハモスクワニ対シ極メテ工合悪ルキ立場ニ在ル内情ナリト語り 沈痛ナル苦笑ヲ洩セルカ如キ 前後ノ成行ニ顧ミルモ 其ノ所謂立前ヲ固守スルノ外到底我方提案ノ内容ニ入テ審議ヲ為シ得サル羽目ニ在ルモノナルヤモ計リ難シ」。もし「立前」論を応諾すれば、現業保存はもちろん継続についても、考量の余地なきにあらずといい、「立前」論に応ずる必要を切言した。

芳沢の請訓に対して幣原は回訓(9月1日551号)の中で、ソビエトのいう「立前」とは、(1) 単に抽象的に、後日利権契約を締結する際の基本条項として主義的規定を設けることを意味するのか、(2) 具体的に利権の地域・期間等の諸条件に関して、その主義について予め日本に同意を求める意味なのか、現業保存行為についても詳細を確認されたい、たとえば現に油田をボーリングしている所も保存行為に入るのか、と回電方を命じた。

芳沢は9月2日(777号)の報告で、ソビエトのいう「立前」は幣原提示の(1)であり、カラハンの言によれば、「立前」に応じたからといっても日本

案を譲歩したことにはならないのだから、日本はたとえば次のような声明を出せば安心できるのではないか、とカラハン自身が一文を起草して、「日本側ハ将来締結セラルヘキ利権契約ノ主義的規定ヲ設クヘキ「カラハン」氏ノ立前（フォーミュラ）ヲ応諾ス 但右立前ニ基ク主義的規定ハ（日本側ノ為ニ）一層「アクセプタブル」ノモノト為ス様協議ノ上 更ニ具体的ノモノトスルノ権限ヲ保留スヘキコトヲ声明ス」とのメモを記し、さらに、採油は事業経営に属し保存行為ではない。ボーリングは専門家に聞かなければ不明だが、自分としては「保存行為トシテ技術上ノ説明ヲ為シ得ルモノナル限り、成ルヘク日本側ノ為ニ有利ニ解決シ得ル様（政府ニ）重請スル所存」である、と意外な程の譲歩案を開陳した。

#### 陸軍、撤兵四期分割実施意見(5)

日ソ会商が成否浮沈の瀬戸際に立っていたこの当時、英・伊に次いで中ソ国交も樹立され、フランスも対ソ接近政策を強めていたが、日米関係は移民法問題で対立が激化、埴原（正直）駐米大使のグレイヴ・コンシクェンス「重大なる結果」発言が深刻な外交問題を招いた。奉直戦争が相次ぐ中国に対して、ソビエトは中東鉄道に関する奉ソ協定を締結した。露領漁業問題もこの年4月の浦潮での漁区競売が紛糾し、いまや北樺太撤兵期日の帰結は、石油・石炭利権とともに、露領漁業問題でもその命運を託する最重要課題として浮上するにいたった。

#### ソビエトの東方外交の現状

ソビエト側でも、西方外交は漸次発展を示しているのに反して、極東方面では旧態依然で、外相チチェリンにしても極東部長ドゥホフスキーにしても、日中問題に知識がなく、極東問題は鬼門だといわれる中では、カラハンの土壇場の観があるが、もし彼が失敗すれば後継適任者がなく、「極東ニ対スル最後ノ持駒」だといわれているので、空しく彼が引揚げれば外務次官の席はリトヴィノフ、ラコウスキーらに占められる惧れがあり、交渉延引策をとる日本に幾分

神経質になっているのではないかと、と評されている(大竹博吉『東方通信』特派員の談)。

### サガレン派遣軍参謀長「占領解除計画」(6)

9月15日条約成立・年内撤兵実現、は双方暗黙の交渉目途ではあった。8月24日、<sup>サガレン</sup>薩哈噠州派遣軍参謀長から陸軍次官あてに「北樺太占領解除計画」が送付された。その前文には、「日露修交ニ関スル協定成立シ大正13年秋ニ於テ1月半ヲ越エサル期間ニ」北樺太から撤兵する場合の占領解除要請を下記の通り定めた、但し、撤去命令を軍事部が受領した当日を撤去第1日とする、として、占領解除を4期に分け、(第1期)東海岸の北緯53度の点と西海岸51度30分の点を結ぶ線の北部地域を第15日に解除、(第2期)北緯51度30分以北前期解除地区南端から撤去第28日に解除、(第3期)北緯51度30分以南、東経142度30分以東地区撤去第32日に解除、この期間に南樺太駐屯部隊を除く軍の全力を<sup>アレクサンドロフスク</sup>亜港付近に集結、(第4期)北緯51度以南、東経142度30分以南地区撤去第40日に解除。占領解除は当日正午とする。(本計画は陸軍次官、参謀次長に、要旨は臨時海軍防備隊司令官に報告)、とあった。

### 陸軍撤兵策をめぐる日ソ間の扞格、芳沢の譲歩案

幣原からは、撤兵について、結氷期まであと2ヶ月で、本年中に撤兵のためには1ヶ月半所要の外、運送船等準備に多少日数を要し、「本月15日前ニ基本条約ノ効力ヲ発生セシムルニアラサレハ(今年中の撤兵は事実上不可能なので、芳沢の説明にもかかわらず、もしカラハンが)今猶2週間位ニテ撤兵ヲ完了シ得ルモノト考へ居ルニ於テハ後日ニ至リ意外ノ紛糾ヲ惹起スル虞アルニヨリ 予メ斯ノ如キ誤解ノ発生ヲ除クノ趣旨」で説明方を訓令した(9月2日552号)。

芳沢は、その返電の中で、今までの会商で、カラハンは日本の主張をそれなりに聞きとっている模様ではあるが、日本側撤兵期間に「ブランク」があるため、ここに取引があるやにみているかもしれず、撤兵期切迫を自分は強調したのに、カラハンは「如何ニモ悠々タル態度ヲ示スハ本使ニ於テモ少シク不審ト

スル程ナリ」。しかし、条約発効はあと10日では不可能、撤兵も当然不可能となるので、此際撤兵期日を1ヶ月にするとか何とか「一工夫ヲ要ス」と請訓した(9月4日783号)。

### 日本「最終妥協案」閣議決定(Ⅱ)

9月5日、日本政府の「最終妥協案」を閣議決定し、「今年中ニ撤兵ヲ完了スル為ニハ 此際速ニ基本条約ヲ締結シテ 之カ効力ヲ発生セシムルコトヲ要スル事情ヲ繰返シ説明ヲ加ヘ 切ニ露国側ノ急速ナル決断ヲ求メラレタシ」, 「尚利権ニ関スル主義的規程ノ作成」については、日本提案の内容を取り入れる様十分努力されたい、と芳沢に訓令した。

閣議決定「最終妥協案」の内容は、

「日本側ハ追テ締結セラルヘキ利権契約ノ主義的規定ヲ設ケムトスル露国側建前ニ対シ 左ノ了解ヲ条件トシテ之ヲ応諾ス

(一)、右応諾ハ利権契約ニ関スル主義的規程ノ内容ニ対スル日本ノ主張ニ何等ノ影響ヲ及ホササルモノトス (二)、露国側ハ日本側カ8月29日提出ノ調書ニ記載セル作業ヲ保有及継続スルコトヲ承諾シ<sup>なかんづ</sup>就中 ① 現ニボーリング進行中ノモノハ其ノ工事ヲ継続シ且完成セシムルヲ得セシムルコト ② 現ニ出油スル地点及目下ボーリング進行中ノ地点ヨリ半径二哩ノ範囲内ニ於テ新タニ試掘ヲ為スヲ得セシムルコト ③ 日本側ノ行ヒタル試掘ノ結果生スル出油ハ日本側ニ於テ之ヲ採取処分スルヲ得セシムルコト ④ 炭田ニ関シテハ油田ニ準ス (三)、利権契約成立ニ至ル迄ノ間ニ於テ 露国側ハ問題ノ油田及炭田ニ付 右契約成立ノ障碍トナルヘキ何等ノ処置ヲ為ササルコト」

### 芳沢、日本「最終妥協案」に疑念を呈す

この日本最終妥協案に接した芳沢は、この日本案が、ソビエト側の強調する「主義規程」の「立前」を前提として認めながらも、日本側主張に何等影響を与えず、さらにあらたに事業の保存、継続条件をも付加していることは、到底問題の開展を不可能ならしめるやに考えるので、訓令は先方の「立前」は応諾

するが、日本側主張も認めさせる趣旨か、現業の保存・継続についても予め認めしめる趣旨なのか、大至急回訓方を要請した(9月6日791号)。

### カラハン「沈痛哀訴」両者体面論応酬

「最終妥協案」と銘打った閣議決定は、従来からの日本側要求にさらに現業の保存・継続を加えた酷しいもので、その日本政府の意図を折返し「大至急」回電で芳沢が確認せざるをえなかった程の内容であった。したがって、会商は以後、双方の真意打診の駆引が激しく展開されることになる。ソビエト政府は現業の保存・継続は認めていない一層「甚シキ要求」で「遺憾ニ堪ヘス、再考ヲ望ム」と当然にカラハンは反駁し、芳沢は、3000尺の油田試掘には45~50万円を要し、俄かな中止はできない、と主張、カラハンは、この難関を突破したので自分の立場も考えてもらいたい、と「沈痛ナ論証ヲ以テ哀訴」、このままでは結着せず、撤兵も不可能になるので、今日(9月12日)から撤兵を開始てはどうか、芳沢、それは条約の未成立で不可能、「保障占領」なので「漫然撤兵シテ軍政ヲ解ク如キ無責任ナ行為」はできない、などと両者体面論の押問答を反復した。

### 幣原決裂辞せずと強硬訓令・カラハン猛反発

ところが、9月15日(573号)の幣原の訓令は、妥協案中の「保存・継続」は日本の最重要問題であり、ソビエト政府も「大局ニ顧之交譲ノ誠意ヲ以テ我提案ヲ迎へサルニ於テハ 我ハ此上交渉ヲ継続スルノ価値アリヤ否ヤヲ考量セサルヲ得ス」との趣旨を説明し「強硬ニ申入シラレ」、その結果を打電せよ、と命じた。

芳沢が右電命の趣旨を申入れたところ(9月17日849号)、カラハンは、「今日ニ及ヒ威脅ヲ用ヒルカ如キハ誤レルノ甚シキモノ」で「目下ノ事態ヲ諒解セサルニ出テタルモノト考ヘルノ外ナシ」、対日善隣を望む故に、認めうるものと然らざるものとを慎重に考慮し、冷静隠忍して解決に努めてきたのに、今日なお依然として高圧的態度に出られるのは遺憾であり、モスクワに報告するため

「茲ニ休会ヲ提議」しモスクワの差図を待ちたいと述べ、芳沢も同意した。

カラハンは、事務的に商務が進捗しているのに「突然商議ノ経路ヲ離レテ今回ノ如キ申出テ為サレタルハ遺憾」と重ねて迫ったが、芳沢も「訓令ノ通り伝ヘルノ外ナシ」と答え、席上カラハンは、保存行為の同意も「私見として了解したにすぎない」ので、この際これを撤回する旨を言明したが、強硬申入の訓令をうけていた芳沢は、「取継ルカ如キ返答ヲ為サス、勝手ニスルカ宜シト云フ態度ニ出テタル処、之カ為カラハンハ却テ予期ニ反シタリト云フ如キ面接ニテ、多少狼敗ノ体を示セリ」と報告している。

### カラハン突如、9月末迄の交渉成立切望

ところが、その日の会談後に、カラハンから電話で島田滋委員の来訪を求めた話では、「最終提案」の中での日本側の威嚇的文言は、モスクワにはこれを伝達せぬことに芳沢の了解をえたい、撤兵期限問題もあるので、利権問題に関する「主義的規程」等について会議を進めたい、との申入れがあった。日本側に威嚇の意図はなく、それはカラハンの曲解にすぎぬ、とする芳沢は、カラハン自身にも自分の言葉に「後悔セルモノノ如ク」とその印象を記している。

ところで、今休会とするのは好ましくない、9月末迄に是非交渉を成立させる必要がある、その際は撤兵は自分を信頼して10月から開始されたい、もし完了せぬ場合は結氷期までに、戦闘部隊だけでも撤退し、もし批准未了の場合には後戻りさせればよいではないか、というのが、カラハンの島田を介しての申入であった。カラハンの希望で再開された会合の席上（9月20日）、カラハンは、協定も未成立の段階で、現業の保存・継続のみならず、産出物の輸出販売方法まで講ずる等は他国に先例がない、北樺太の事業は日本が恣意的に着手したもので、ソビエトとしてはその保存を認めることさえ大きな譲歩であり、それ以外の問題は解決の見込みがない、と述べたが、芳沢は、日本としては石油だけでなく、石炭の継続も主張しており、これが認められねば交渉継続は困難、と述べ、カラハンの懇請する「主義的規定」については日本政府からの回電あり次第提示する、との強硬態度を変えなかった。



### 軍司令部、駐兵継続・陸軍省閣議提案(7)

実はこの間、9月19日の閣議で、陸軍は唐突に北樺太「駐兵継続」について提案し、その決定結果を、9月24日に山田少佐が外務省に持参した。「陸軍相ヨリ閣議提出ノ趣 外務省ハ提出前ニ何等協議ヲ受ケス」と冒頭の注にその不満を表明している。陸軍の文書には、日露条約の効力が「遅クモ本年9月中旬迄ニ発生スルニ於テハ本年中ニ」北樺太から「軍ヲ撤去スルコトニ予定」していたが、交渉未成立の爲撤兵の実行は困難となったので、「駐兵ヲ継続スルモ勉メテ駐屯人員ヲ減少スルコトニ致度」として、軍参議長發陸軍次官宛「陸参特56号」を転送してきた。そこには、「作業ノ保存継続ニ際シ 先方ニ承認セシムヘキ施設ノ数量ハ北京ニ於テ決定シ 将来変更シ難キモノトナルノ虞アルカ如クニモ見ユル所 此種ノ数量ハ時日ノ経過ニ伴ヒ増減ヲ免レサルノミナラス 作業地方ニ現存スル陸軍諸設中建物ノ如キハ軍ノ撤去ニ伴ヒ作業施設トシテ保管轉換スルヲ有利トスルモノモアルニ就キ 引継実施ノ爲メ多少ノ余地ヲ存スル如クセラレ度意見」と述べて、交渉当事者の頭上を跳び越えて一方的な陸軍の要求を閣議に提出した。

### モスクワ、利権に意外の譲歩案

『国民新聞』(9月25日)は、「北樺太撤兵絶望」を伝え、現在駐兵2700名、軍事兵器等内地送還には船約10隻、1ヶ月以上を要する、と報じた。

10月3日、カラハンは、撤兵が年内完了不能ならば、即刻モスクワに打電を要するので日本の確答を得たく、場合によっては協約の運命に影響するかも知れない、と発言して芳沢の請訓を促したが、同6日の会商では、利権問題で意外に譲歩したモスクワの訓令を提出した。それには、「労農政府ハ石油及石炭ニ対スル日本ノ必要ヲ考慮シテ 欣ンテ日本ニ迎合セントスルモノナリ」として、石炭は西海岸炭産地を提供、その範囲等は将来の契約時に定める(但し採掘禁止区域は国内問題として除外)、利権報効金は、ある区域は5%で附与しうるなどこれも将来契約時に定め、現業は5~10%とする、石油は、日本案4000平方露里には不同意だが、已存判明産油地の40%を日本に供与すべく、また将来

日本が発見する油田の大部分は日本に供与することを「応諾」する、また現業油田の外に、調査のため1000平方露里を提供し、その結果の油田の40%を5年間日本人に提供する、その他利権支払率についても提案した。

### 対ソ強硬論による会商成否を芳沢に一任

かくて、カラハンは、「条約調印ハ撤兵完了ヲ可能トシテノミ価値アリ」と発言したが、芳沢はこれは応じずわざと聞き流した上で、幣原には「帝国政府ニ於テモ、本使ノ態度ヲ是認セラレ、決裂ニ至ルコト御覚悟ノ上、此ノ際到底露国側ノ意見ニ同意シ難キ旨回答セラル様致シ度ク」と述べて、強硬論による結果は芳沢に一任の対応を政府に要請している（10月8日965号）これに対し、幣原は、芳沢の態度を適当なりとして、今暫くモスクワの出方をみるよう訓令した（10月11日630号）。

### 芳沢の対ソ硬外交私論

そこで、芳沢は積極的私見を展開し、日本の将来の利益からすれば、この際むしろ北樺太を「買収」するのも一案であるが、もしそうでなければ、カラハンが譲歩せぬ以上「交渉ハ決裂ノ外ナク 我方トシテハ今日ヨリ決裂後ニ処スル方策ヲ考案する必要アリ」、日本からは決裂を宣言せず成行に任す説もあるだろうが、「労農政府従来ノ遣口ニ鑑ミル時ハ、本交渉成立セサル場合ニハ必ス種々ノ悪辣手段ヲ弄シテ我方ヲ苦シムルヘキコト明白ニシテ、現ニカラハンモ、本交渉不成立ノ場合、日露両国ノ関係ハ結局敵対関係トナルヘキ旨ヲ語り居ル次第ニモアリ、旁々我方トシテハ居留民ヲシテ彼等ノ毒牙ヨリ免レシメ、先ンシテ先方ノ圧迫手段ヲ制スルノ必要上、将来極東ニ於テ我国ヲ無視スルノ不便不利ヲ痛感セシムル必要上、此際出来得ル限り彼等ヲ苦シムル方策ニ出ツルコト緊要ナルヘク、卑見ヲ以テスレハ先ツ以テ（1）速ニ浦潮ニ於ケル領事館其他露領ニ於ル在留邦人ノ引揚ヲ断行スルコト カラハン側ニ於テハ、日本カ浦潮ニ領事館其俣存続スルヲ以テ、我方ニ於テハ日露交渉ニ未練ヲ有スルモノノ如ク思惟シ、従テ交渉不成立ノ場合此方面ニ圧迫ヲ加フルノ虞アルニ

付、先ンシテ之ヲ制スルノ必要アリト存ス (2) 当地モスクワ間ヲ頻繁ニ往復スル勞農政府ノ官吏並使者等ニ対シテハ、滿鉄カ我手ニ在ルヲ利用シ、警察權其他利便ノ許ス範圍ニ於テ有ラユル峻嚴ナル圧迫ヲ加フルコト等ハ極メテ有効ナル方法ト思考セラル。猶日露間郵便交換ノ停止及モスクワ滞在ノ大竹(博吉)通信員等ノ引揚等モ之ヲ断行セラルルコト最緊切ナリト思考ス」(10月11日982号)。

### 陸軍、封鎖区域炭田管理主張(8)

他方、津野陸軍次官は松平外務次官に、北樺太撤兵意見の通牒を送り、11月以降は撤兵実施不可能につき駐兵を継続すること、炭田利権については「当方ノ限り封鎖区域ヲ保有スルコトニ致度意見ニ候条申添候」と、ソビエトが国内問題として利権外と強調している封鎖区域炭田に対する管理權をも主張した(10月14日機密受786号)。

### 芳沢、対ソ高圧策の訓令要請

この間、芳沢・カラハンは連日の如く利権問題について商議を重ねたが、油田地積、炭田封鎖地域などで折合わず、10月17日、芳沢は幣原に、「今一応強硬ナル御訓令ニ接シ、本使ハ之ヲ楯トシテ更ニカラハンを圧迫スル様致シタシ」と要請し、カラハンは心底では交渉成立を熱望しているのに、なお「種々懸引ヲ弄シテ……抵抗シツツアル次第ニ付今一段ノ努力ヲ要スル事ト信ス」と述べた(1015号)。

### 海軍、油田炭田利権利用案(3)

前述の炭田封鎖地域に関する陸軍の主張はいかにも唐突の感を否めないが、油田利権を熱望する海軍は、利権地域等について「大約」次のような意見を「進申」した(安保海軍次官発松平外務次官宛10月21日官房機密888の6)。「同文書に、「大約トハ絶対止ムヲ得サル場合ニハ必スシモ之ニ固執スルニ非ストノ意味ナル由」と外務省の朱注がある。」(イ) 石油利権地域については、交渉成立と同時に日本

が提案すべき100平方露里の地域における採掘権の許与、(ロ) (イ) 以外の地域の調査試掘で有望油田を得た際は、日本は其7割の採掘権を得て、残余は無償で労農政府に返還する。返還した油田開発を将来労農政府が外国等に許与する際には日本が優先される。(ハ) 炭田封鎖区域のうち「ツーエ」炭鉱区の3割に日本の採掘権を許与する(日本は已に多額の資本を投下)。残余7割の封鎖炭田も将来労農政府が開発の際は日本に優先権を許与する。(ニ) 報効率に関しては、石油は出油量の5~15%を労農政府に提供し、石炭は5%とする。(ホ) 利権地域は前記(イ)が困難で已むをえぬ場合は、有望油田の3割を露国、残余7割を日本の油田とし、合併して共同経営を行う。なお、末尾に「交渉ノ成立上已ムヲ得ストセハ利権地域ニ関シテハ……更ニ改更セラルルモ致方無之」として(イ)の3割は無償で露国に返還の上、将来開発時の日本の優先権を認める。(ハ)の「ツーエ」炭鉱封鎖区域は海軍としては放棄(注・陸軍が強硬要求)。

#### 幣原、利権契約7ヶ条案訓電

カラハンは、ソビエト案に対する日本政府の回答が2週間も未着であるとしてその促進方を希望する覚書を送付し(10月21日)、これを芳沢には無断で新聞に報道せしめた。芳沢は、これを不都合な行為として、次の会議で「彼ニ一撃ヲ加フル所存」と不満を洩らしたが、同23日、「締約国ハ本協約ノ効力発生後直チニ商議ヲ行ヒ右期日ヨリ□□□ヶ月以内ニ締結セラルヘキ利権契約ノ基礎トシテ左ノ通約定ス」として七ヶ条案が幣原から芳沢に送達された(670号)。

ソビエト案との相違は、日本が油田地積の6割、試掘範囲100平方露里、等の主張に対し、ソビエトは4割、1000平方露里を求めるなど、調整の可能性を大きく残したものであった。

『大朝』紙10月30日北京発電では、日本利権の「最後の譲歩案」に対するソビエト案との突き合わせがなされたが、芳沢は「妥協の余地なし」として交渉は停顿、次回の会議も未決定のまま物別れとなったが、また一方では、カラハンがフランスの対ソ無条件承認にかんがみて、も一応強硬態度に出て日本の出

方を打診の上、正式訓電着後に妥協案を提示するらしい、とも報じられている。

### カラハン投げ出しの態、芳沢も決裂請訓

翌31日、芳沢はカラハンを訪ねて、ソビエトの最終態度を打診したが、カラハンは、他国は無条件で労農共和国を承認しているのに、日ソ交渉がかくも遷延して、なおこの上譲歩を余儀なくするのは「要スルニ自分ノ努力ノ足ラサルニ依ル」、日本は自己の都合で長期休会したり、とりわけ撤兵問題には疑念を抱かざるをえず、政府も不快に思っているので、自分としては「何等策ノ施スヘキナシ……要スルニ今ヤ本交渉ハ事態頗ル困難ニシテ最終ノ幕ニ入り居レハ、労農案ニ対シ日本政府ヨリ至急何分ノ御意見ヲ承リ度キ次第ナリ」と「投ケ出シノ態度」に出たので、芳沢は幣原に対し、「斯クテハ到底本協約成立ノ見込ナク、本使ニ於テモ之迄忍耐ニ忍耐ヲ重ネ来リタル次第ナルモ、此上ハ遺憾ナカラ帝国政府ニ於テ愈々決裂ノ御決心ニ出テラレンコトヲ稟請セサルヲ得ス」と上申した。

『大朝』紙(11月4日北京発)は、「幕に近づいた、大勢益々我に不利」として、日本譲歩案(10月27日)とソビエト最終回答案(10月30日)を対比しながら、日本側に不満な点があるにしても、「思い切った譲歩を」せぬ限り交渉不成立だが、その場合、将来より以上有利な条件の望みがありや否やは明らかでない、またソビエト提案が最終案なら決裂の外ないが、これにも譲歩の余地があり、日本側も交渉成立を急ぐ事情はなく、その主張をあくまで反復する予定」と報じられた。

カラハンも、会議は重大だが決裂ではなく日本の出方次第である、と語った(同紙11月13日)。

### 日本、最終2案を提示(Ⅲ)

11月18日の閣議決定は、芳沢の会商努力を讃え、カラハンの非妥協的態度のため、遺憾ながら交渉は頓挫しているが、「之俟決裂ニ了ルハ大局ノ為不得策」であり、「今ヤ交渉成立ノ為ニハ、現存ノ各争点ニ涉リテ、殆ト全部我立

場ヲ拋棄スルノ外ナキコトヲ暗示セラルルニ至レリ。茲ニ於テ日本政府トシテハ、ソビエト当局カ此際寧口商議決裂ヲ欲セラルルヤ否ヤニ付、其真意ヲ率直ニ披瀝セラレンコトヲ望マサルヲ得ス、若シ露国側ニ於テ我ト等シク商議ノ決裂ヲ不可トセラルルモノトセハ、目下採ルヘキ手段ニ2案アリト思考ス」として、まず「第一」は、「双方立場ノ間ニ公平ナル折衷案ヲ協定スル」ことであり、もしこれが「露国側ノ同意ヲ得ル場合ニハ具体的解決案ニ付テハ別ニ提議」したい。「第二」は、本交渉の日本側代表が駐華公使として、最近の中国時局紛糾で繁忙を極めているので、「此際我方ヨリ主任書記官ヲモスクワニ急派シ、現存ノ争点解決ノ為直接モスクワト連絡ヲ保タシメ条約最終ノ決定及調印ハ依然北京ニ於テ之ヲ行フコトトスルモ一策ナルヘシト思ハル」。

この2案は商議の決裂を避けるための種々思索の結果なので、もしカラハンに適当な考案があれば提案を歓迎する、というものであった（幣原発730号）。

『大朝』紙は、これを、私的交渉で決裂防止を折衝するものと報じた（11月21日）。

### 日本の国威とみに低下

このころ、中東鉄道と満鉄の連絡運賃が金ルーブルを標準にして日本貨幣で支払われ、かつては100ルーブルが3円50銭であったものが、現状では30円となり、日本円の急落が邦商を直撃、かようにまで日本の「国威の頹勢が現れている現状では、局面打破の大方針でも樹立しない限り、いまや北満進展も断末魔の近づくの否みがたい」と『大朝』紙は伝えている。

フランスの対ソ正式承認、米・英・独の石油資本の積極的ソビエト進出、シベリアにおける穀物の豊作、トロツキーをめぐる内訌葛藤などの報道される中で、駐ポーランド公使佐藤尚武の、徹底した「赤化防止手段」に関する意見が幣原外相に上申されたのもこのころのことであった。

### 海軍利権強硬論固持意見(4)

交渉が停滞する中で、海軍は利権問題について、数年間多額投資を実施した

油田地積はその「6割獲得案ヲ固持シ度」などの依然たる強硬論を意見書で回送し(11月6日安保海軍次官発官房機密1293号)、撤兵問題については陸軍はその主張をかえず、すでに結氷期に入り完全撤兵の事実上不可能なこと、目下輸送中の600名も日本の誠意を示すもので、協定成立後は「時候ノ許ス範囲内ニ於て最善ノ方法ヲ尽スノ外ナキ次第」を、幣原を通じてその傍観的態度を芳沢に訓電している(幣原発11月8日710号)。

### 日ソ交渉膠着睨みあい

11月12日、久し振りに交渉をもった両者は、利権・撤兵その他の懸案に双方とも譲歩不可能と主張、芳沢は「本交渉ハ茲ニ決裂ノ外ナシト考ヘル旨ヲ告ケタルニ、カラハンハ之ヲ首肯シタル上、次回ノ会議ノ開否ニ付キ念ヲ押シタルヲ以テ」、芳沢「次回ノ会見ヲ約束セサルコトニスヘシ」、カラハン「誠ニ然リ」と応答した。

芳沢は、別電で、カラハンは「極メテ非妥協的ナルヲ以テ、本使トシテ妥協的態度ヲ示スハ屈辱的ニ見受ケラルル虞アルヲ以テ、強硬ナル態度ヲ示シタル次第ナルカ、而モ彼ノ態度緩和セラルルニ至ラス、此上ハ先方ニ提示セル条件ノ内容ヲ以テ商議ヲ纏ムルコトハ先ツ望ナク」については芳沢はさきの「卑見」(10月11日982号)を「断然御採用相成ル様重ネテ稟請ス」として、北樺太買収案を含む露骨な反ソ政策の採用を迫った(注・24頁参照)。『大朝』紙(11月13日)の記事によれば、芳沢「もう不可ない、最後の投薬はカラハンの「譲歩」のみ」と語れば、一方カラハンは「ソビエト提案は掛値のない最終譲歩」と述べて日本側提案を口頭で一蹴した、と伝え、同紙は会議は重大だが決裂ではない、「今一息で出来る協定の輪郭」と題して、協定本文、付属文書等の大要を転載した。

### 日本の「最終2提案」拒否さる

過日の閣議決定の訓電について11月20日の非公式会議では、日ソ双方ともに交渉成立を切望していることに一致したが、カラハンは、日本の武力の強制に

よって樹立されている現状は是認できないこと、両者の相異は程度の問題であること、芳沢以外の主任書記官が交渉に当たるといふ第2案はモスクワも拒否することは明らかであり、交渉ほぼ終了している今日、このような提案は両全権に対する不信行為である、としてその撤回を求めている。

海軍は、利権油田60%の主張が交渉停止の1原因であることから、これを50%に譲歩することその他も「差支無之」との意見を外務次官宛に内示してきた（海軍省軍需局福田大尉持参、海軍次官発11月22日）。

### 海軍局面打開の新規提案(5)

さらに海軍は、同26日福田大尉が「新提案」を持参し、労農政府がこの上日本の譲歩を求めてくる場合には、その譲歩の「余地無キヲ以テ茲ニ全ク別箇ノ主義ニ立脚」する「新規案ヲ作成提議」して利権問題の「局面展開ヲ講スルヲ有利ト認ム 而シテ新案ノ綱領トスル所ハ

(一)、利権譲渡ノ形式ヲ棄テ 油田・炭田ノ一部ノ開発ヲ労農政府ヨリ日本側会社ニ請負ヘシムル形式トスルコト

(二)、利益ノ實際分配ハ日露折半ノ主義トスルコト〔赤鉛筆注（多分外務省か？）・事実ハ石油ニ就テハ露側1/3、石炭1/4〕トシ其詳細左記ノ通 右申進スとして、注目すべき「北樺太油田経営案」を次のように提案した。

「露国ハ北樺太油田開発ノ目的ヲ以テ 其ノ一部ヲ日本側会社ニ委ネ 左記条項ニ依リ 同会社ヲシテ其ノ開発ヲ請負ハシムルコト (一)、油田地域 本年8月29日付日本ヨリ労農側ニ提示セル油田地域及1000平方露里ノ特定地域内ニ於ケル未開発油田 (二)、事業経営者 日本会社トシ 内査・採掘・輸送・輸出・販売等一切ヲ経営スルコト 本会社ニハ露国政府ノ要求ニヨリ露国側ノ会計監督ヲ置ク事ヲ得 (三)、利益金ノ処分 利益金ハ之ヲ左記ノ如リ処分ス但シ利益金ノ勘定ニ際シテハ 日本現行ノ法規及慣例ニ依リテ決算スヘリ 又資本金ニ対スル利子ハ含マシメス 3分ノ1ヲ試掘費ノ一部ニ充当ス 3分ノ1ハ露国政府之ヲ収ム 3分ノ1ハ会社之ヲ収ム備考 利益金ノ3分ノ1ヲ採掘費ノ一部ニ充当スルハト後年度ニ於ケル利益



金ヲ増加セシムル為ナリ (四), 租借及公課 会社ノ事業及事業物件・生産物及従業員ニ対スル課税ハ一切免除スルコト (五), 露国ハ事業ノ遂行上ニ充分ノ便宜ヲ計ルコト (1) 労働者ノ選定ハ事業経営者ニ一任シ労働法ノ適用ニ付テハ露国ハ担当考慮スルコト (2) 土地ノ水面ノ利用・森林ノ伐採・通信・交通及運輸機関其ノ他事業上必要ナル施設ニ対シテハ充分ナル便宜ヲ計ルコト (六), 期限 利権契約成立後50ヶ年 (七), 利益金ノ前納 交渉ノ情況ニ依リテハ左記ノ如ク約スルコトヲ得 事業経営者ハ露国ニ納ムヘキ利益金ニ就キ相等額ヲ予定シ露国ニ前納スルコトアルヘシ (八), 協約ノ更新 期限満了ノ際協定ノ上本協約ヲ更新スルコトヲ約ス

「北樺太炭田経営案」については、石油に準ずるが詳細は省略する。

#### 芳沢、国内での嚴重な反共法制定上申

このころ、芳沢は「此機会ニ於テ一言申上スベキコト」があるとして、日本の従来ノ態度からみてソビエトに「余リニ多大ニ過クル讓歩ヲ為シテ迄交渉ヲ纏ムル必要無ク 又愈交渉ニシテ纏ルモノトセハ 過激主義取締ニ関シ嚴重ナル法律ヲ制定」する必要がある、この点政府の考え方を是非とも「何分ノ御回電ヲ請フ」と切言している(12月1日1225号)。

#### 閣議決定、油田・撤兵方針(IV)

12月5日、日本政府は海軍最終案(12月3日)をも参照して、油田割合50%を含む対ソ方針を閣議で決定した。撤兵問題についても、諸地方の軍事占領は議定書発効トトモニ終結するが、北樺太では「已ニ結氷期ニ入り、現ニ駐屯セル日本軍隊ノ内地輸送ハ事実上阻止セラルルニ顧ミ……如何ナル場合ニ於テモ1925年□□□□ヨリモ遅カラサル期間残留スルヲ許サルヘク右期間迄ニ該地方ヨリ完全ニ撤兵セラルヘキモノトス」と回示された。

## 最難関の撤兵期限問題

かくて、残る最難関は撤兵期限だけになった。ソビエト側は、結氷期中も撤兵は可能であり、やむなくば東海岸だけは私人として駐屯するを妨げず、とす  
るに対し、陸軍当局は、目下駐屯中の2000名の撤兵は不可能なりと主張した。  
しかし、もし条約成立し「保障占領」を解除して主権を完全にソビエト側に返  
却した場合、解氷期まで冬籠りする軍人・軍属の措置について、ソビエト政府  
に納得させる手段を案出する必要がある、陸軍省としても多大の譲歩を迫られ  
る状況にたった。

政府としては、今回提案で交渉妥結は必定と確信しており、もしモスクワが  
不賛成なら即時決裂の意向である旨が報じられた(12月7日)。

国際的には当時アメリカと中心にしてオーストラリア・カナダにまで  
<sup>ホワイト・パンフィック</sup>白人主義が高唱される中で、「重大なる結果」の舌禍事件を惹起した埴原駐  
米大使の後任に外務次官松平恒雄、次官にはアジア局長出淵勝次が就任した。  
新聞紙上に、日本政府では、最近の英・仏等の対ソ硬化政策にかんがみ、日ソ  
交渉不必要との「軍閥」の主張が勝利し、撤兵は解氷期まで延ばすとの観測も  
あるので、もし撤兵遅延がソビエトに交渉決裂の口実を与える結果となつては、  
日本に不利となり、結局交渉は一時中止したままで解氷期に調印する策をとる  
のではないかと、近く訓令が発送されるはず、とは『大朝』紙の予想であった  
(12月22日)。

## 陸軍、外務省に撤兵意見送付(9)

津野陸軍次官は出淵外務次官に、撤兵に関する意見(12月22日西密64号)を  
送付し、① 条約発効が25(大正14)年2月中旬までの場合、日本軍は北樺太  
における民政等引継終了地区毎に、逐次占領を解除、概ね4月中旬から1ヶ月  
以内に撤兵を完了する ② 条約発効2月中旬以後の場合、交通輸送不良のため  
6月下旬から1ヶ月以内に完了 ③ 引継・占領解除等の細部協定は、発効  
後 <sup>アレクサンドロフスク</sup> 重 港 で日本軍司令官と露国代表者間で行う、と伝え、12月27日「日露  
交渉続行、有望に進展する模様」と新聞も報じ、今回が日本最終提案であるこ

とを確認したカラハンは「終始上機嫌にて会議再開に満足」、29日にも会議を続開する、また外務省も、これ以上譲歩はできぬ、今回は決裂すまい、とのことであった(『大朝』紙12月19日北京発)。

翌1月8日、ソビエト側委員は記者団との談話の中で「現在のところ難点は撤兵の問題にあって、日本側は結氷期の撤兵不可能を鴨緑江<sup>ぶし</sup>節で説明しているが、これは恐らく樺太の芸者が撤兵を欲しないのではないか」と呵々大笑した。日本側が引用した鴨緑江節とは、「12月 亜港は氷にとざされて 文もつ船は 姿のみ 波に揺られて引返す 恋しき便りも 聞かりやせぬ」(『大朝』紙1月9日)。

この日(1月8日)、カラハンは、協定を2月中旬までに発効させるため、1月15日には調印したいとの意向を表明し、1月10日、幣原も芳沢への訓電(11号)で、撤兵に関する議定書案の中で5月15日迄に完全撤退する旨を表明した。海軍も、利権契約期間を撤兵完了後5ヶ月以内、油田利権地積50%等とする回答を軍需局員が外務省に持参した(1月13日)。

地積については、カラハンは45%を主張し、実質的には日本案と大した差異はないが、此は「主義上の問題」と難色を示した。芳沢はこの点を、宣伝禁止問題と合わせて、「決裂ヲ宣言シテ差支ナキヤ大至急電訓」を要請した(1月17日63号)。

### カラハン、レーニン一周忌に交渉成立希望

翌18日カラハンは島田滋委員を招き、協定は遅くとも1月20日中に調印し、1月21日のレーニン没1周年当日の新聞に、協定全文を掲載したい、残るは宣伝問題と油田地積問題のみだが、芳沢に委任状なき間は本交渉は一時休止の外なし、などと語った(芳沢発67号)。

このため幣原は折返し天皇委任状を芳沢に電送した(1月19日46号)。

「天佑ヲ保有シ万世一系ノ帝祚ヲ踐メル 日本軍国皇帝嘉仁此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス 朕ハ支那共和国駐節特別全権公使従四位勲一等芳沢謙吉ヲ帝国全

権委員ニ簡命シ 委スルニ「ソビエト」社会主義共和国連邦全権委員ト会同  
商議シ 帝国ト「ソビエト」社会主義共和国連邦間ノ關係ヲ律スル基本的法  
則並ニ之ニ関連スル諸事項ニ付 必要ナル諸般ノ約定ヲ締結シ 之ニ記名調  
印スルノ全権ヲ以テス 其ノ議定スル所ノ各条項ハ 朕親シク檢閲ヲ加ヘ  
其ノ妥善ナルヲ認メテ後之ヲ批准スヘシ

神武天皇即位紀元2585年大正14年1月19日

東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈴セシム

嘉仁 国璽

裕仁

外務大臣男爵幣原善重郎」

1月20日芳沢発大至急77号は、カラハンが同日の会議で「我方主張ノ全部ヲ  
容レタルヲ以テ」「夜遅クトモ調印ヲ了スル筈不取敢」と幣原に打電、21日午  
前1時半に20日の日付で条約の調印をみた。カラハンの「熱誠な希望」で調印  
には新聞記者も立会うことになり、一同高くシャンペンの盃を挙げた（『東方通  
信』北京発1月21日）。

なお、前記の全権委任状は脳病が重く政務の執れない嘉仁天皇とともに裕仁  
皇太子が摂政として署名している。

幣原は1月21日、芳沢に祝電を打ち、「日露交渉開始以来長日月ニ涉リ 貴  
官多大ノ御尽力ノ結果 幸ニシテ今日ノ成功ヲ見ルニ至リシハ 実ニ欣快ノ至  
ニ堪ヘス 此ノ機ニ於テ政府ハ貴官ノ勞ヲ謝スルト共ニ満腹ノ祝意ヲ表ス」と  
謝意を述べたが、芳沢も翌日、「一向御期待ニ副ハサルニ不拘 御懇篤ナル御  
言葉ヲ賜リ 誠ニ恐縮ニ堪ヘス 尚総理大臣初メ内閣諸公ニ宜敷御執成ヲ請  
フ」と返礼した。

『大朝』紙社説（2月27日）は「日露条約批准」と題して、従来日本がロシ  
アや中国と親善でなかったのは「裏に廻り蔭に匿れて某々国の奸政治家及奸商  
等のひそかに喜べるところであった。故に今や日露の国交回復は、他面に於て  
彼等に或る種の脅威を与えるかも知れぬ。自国は移民に通商に閉鎖主義を採り

ながら、東洋に向かって均等主義を振廻して傍若無人の態度に出ていた彼等は、日露の修交を内心欲せざるかも知れない。がしかし、それは彼等の心得違いである。また日露支の三国提携が、英米に対抗せんがためなりと無稽の浮説を伝えるも、今回の条約成立から臆測を逞うする疑心暗鬼と見るべきである。兎にも角にも、日露修交が単に両国の福祉増進のため慶すべきのみならず、延りて日支の関係にも影響を及ぼし、自然に三国の親善提携を大いに促進することとなり、西欧にまで衝動を与え、その反射作用としては当然我国の国際的地位を強める結果を齎す証左として、東亜の和平のため慶賀しなければならぬ」と論じている。そこには日本と米英間の閉鎖状況に対する鬱積と、日中ソ三国提携による将来への強い属望とが読みとれる。日中ソ三国提携論はかねてから後藤新平らの高唱する抱負でもあった。

かって「日米衝突の危機」を警告し(20年1月)、さらに、朝鮮・満州・台湾を放棄し、中国・シベリア・樺太からも撤退すべし、と主張して徹底した自由主義経済論を展開した(33年2~5月)『東洋経済新報』は、「日露国交回復と将来の希望」(25年1月31日)と題して、今回の条約は全国民から歓迎をうけた、注目すべきはむしろシベリアだ、もしこれを開拓すればシナに勝るとも劣らぬ大市場を見出しうる、これは我国の為し方1つでロシアも同意し共力することを疑わない、また「日露経済関係の好望」(25年5月23日)の論説では、労農革命が将来共産主義革命となるか社会主義にとどまるかは、暫らく事実の進行をみねば断言できぬが、反革命討滅ののち、21年のネップ(新経済政策)で社会革命の影響が力強く現れてきた、永年ロシア民衆を圧迫した階級の区別は取り去られた、彼等はその能力の許す限り、誰に遠慮もなく流動することができる、として、国民活力の湧起を予想し、日露関係も奮発如何で発展する、と期待をよせた。

## 6 日露基本条約政府精査委員会議事要録

日ソ基本協約・議定書その他の諮詢をうけた枢密院(議長・浜尾<sup>あらた</sup>新)は、  
一<sup>いち</sup>木<sup>き</sup>喜<sup>き</sup>徳<sup>とく</sup>郎<sup>ろう</sup>副議長を委員長とする精査委員会を組織し、井上勝之助・石黒<sup>ただ</sup>忠

のり 恵・有松<sup>ひでよし</sup>英義・珍田<sup>ちんだすてみ</sup>捨巳・中村雄次郎・古市<sup>きみたけ</sup>公威・平沼<sup>きいちろう</sup>騏一郎・松室<sup>いたす</sup>致 各顧問官による委員を選定，2月12日から18日までの午前中を連日審議し（15日は日曜日），同25日午前の本会議における審査報告（20日に作成済み）を全会一致で可決して諮詢を終えた。

### 精査委員会（2月12日）

精査委員会の初日2月12日は，幣原喜重郎外相が交渉経過を説明し，ソビエト政府の地位が「相当確實」で，他にこれに代る政権の見込みのないこと，日ソ両国が特殊の関係にあること，英・仏が対ソ承認を先行して，その懸案解決を後廻しにしているのに対し，日本は懸案解決と対ソ承認とを同時に実施する方針で条約を締結したこと，交渉の最難関は，①宣伝禁止・②利権問題・③撤兵問題，であったが，②・③で会商を決裂させるのは「我ニトリ不利ナル故，宣伝禁止ノ問題ヲ最後迄留保し置キ，先ツ②及ビ③ノ問題ノ解決ニ努力シタル処，露国側漸次譲歩シ，レーニンノ1周忌当日タル1月前日夕方未解決ノ一切ノ点ニ付譲歩シタルヲ以テ，夜半条約ノ署名ヲ見ルニ至レル次第」で，効力の永存すべきものを基本条約・一時的のものを議定書その他の文書とした，と語った。

ついで宇垣一成陸相が北樺太撤兵問題について左記のように説明した。筆者注・そもそも撤兵問題は，ソビエト側が当初から国家主権問題として最重視しており，他方陸軍にとっては相次ぐユフタや尼港の全滅等皇軍の「威信」の代償・統帥権誇示の課題であった。

「(前略) 目下約2100名ノ軍隊<sup>アレクサンドロフスク</sup> 亜港基地ノ要地ニ駐屯シ軍政ヲ行ヒ居レリ 目下占領地ハ平穩ナリ 条約実施ノ上ハ全軍ヲ亜港ニ集中シ 船舶航行可能ナル5月中旬頃全部同地ヨリ撤退スル意向ナルカ 「サガレン」北端「オハ」ト亜港トノ間ハ約100里ニ及ビ 途中宿舎其他何等ノ設備ナク殊ニ4，5，6，3ヶ月ハ雪解期ニシテ交通社絶シ 又「オハ」ニ船舶入港シ得ルハ6月中旬以後ナリ 故ニ日露協約2月下旬ニ批准セラレ 3月上旬北部ノ軍隊ヨリ漸次ニ撤退ヲ開始シ 雪解期以前ニ全軍ヲ亜港ニ集中スルニ非レハ

撤兵ハ条約所定ノ時期ニ行フコト不可能ナリ 尚垂港ニテ露国トノ民政引継  
ノ交渉ヲ為スコト必要ナルヲ以テ 条約ハ成ルヘク早日ニ実施セラルルヲ便  
宜トス 又北樺太ニハ現在内地人1700朝鮮人1000支那人1000 其他露国人ヲ  
合セ約1万ノ住民在住シ居レリ 占領費用ハ累計7200万円ナリ」

### 精査委員会・石油利権問題 (2月16日)

また、海軍切望の利権問題については、2月16日の審議で、山川<sup>ただお</sup>端夫条約局  
長が議定書(乙)の大綱を説明し、

「尼港事件トハ表面何ノ関係ナキモ 我方ニ於テハ尼港事件ニ付賠償ヲ請求  
セルニ対シ 露国側ハ賠償トシテ利権ヲ与フルヲ得サルモ 右ノ名義ヲ付セ  
サル限リハ日本ニ一定ノ利権ヲ与フルコトニ異義ナシトシ 而シテ其ノ内容  
ニ付テハ露ハ規定ヲ成ルヘク簡短ニシ 細目ハ当業者トノ利権契約ニ依リ定  
ムコトヲ主張シタルカ 結局現在ノ規定ノ形式ニ讓歩セリ 尚露側ハ詳細  
ノ規定ヲ為ス為ニハ現在ニ於ケル日本側経営ノ実情ヲ承知シ度キ旨述ヘタル  
ヲ以テ 附属覚書ヲ交付セリ」

と述べ、第1号から第7号までの覚書を説明したが、その中で利権契約後1  
年以内に1000平方露里の油田試掘調査権を認め、契約は撤兵後5ヶ月内に締結  
する(第2号)、ドゥーエ炭田は最好望産地で露側は封鎖地域として当初は利権  
許与を拒否したが結局讓歩した(第3号)、利権許与40~50年は露国の従来実際  
より比較的長期である(第4号)などを紹介した。

古市委員からの、北樺太油田は余り価値がないとの噂についての質問に、広  
田欧米局長は、石油総額約5000万石、その半額を日本が取得するとして2500万  
石(400万トン)、これを40年間に配分すれば年10万屯で、我現在産油額の1/3に  
相当する、と海軍の調査を報告した。米シンクレア石油資本との関係について、  
古市、珍田、有松各委員から質問が出されたが、山川局長は、それは露国とシ  
ンクレアとの関係であって日本は関知しない、カラハンの説明では、シンクレ  
ア側が条件を履行しなかったのですでに利権を取消した旨、の答弁をしている。

## 精査委員会・尼港問題（2月17日）

2月17日の審議には、海軍省軍務局西克義大佐も出席して油井現状について説明した。松室委員が、ソビエト政府は約束を全然履行しないと聞くが、撤兵後条件を守らないときはどうするか、との不意の質問に、幣原外相は、絶対に約束を守ることに付ては「何等成算ナキモ今日迄現実ニ破約シタル实例ヲ聞カス 例ハ英国ニ於ケル「ヂノヴェエフ」書翰ノ如キモ 該書翰ヲ偽造ナリト主張シ居ルニ付 破約ヲ認メタル次第ニハ非ス 尚露国カ日露条約ニ違反スル場合ニハ 必要アラハ条約ヲ廢棄シ我利益ヲ擁護スル為出兵スルコトモアリ得ヘシ」と応答している。

有松委員「尼港事件ニ依リ実体的ニ損害ヲ受ケタル個人会社死者等ノ損害ハ如何ニスルヤ」 幣原外相「尼港事件被害者ニ対シテハ 已ニ150万円ノ救恤金ヲ支出セリ 又第2条第3項ニ依リ被害者ヨリ尼港事件損害賠償ヲ請求スルコトハ可能ナルモ 之ハ前述露大使支払証明書3000万円ト同様露ニ対シ請求セサルヲ可トスヘシ 然ラサレハ露ハ莫大ノ反対請求ヲ為スヘク解決ノ見込ナカルヘシ 且露ハ日本ニテ募集シタル公債中現金5900万円ヲ正金銀行ニ預金シ居リタルカ ソビエト政府ハ該預金ニ気付カサル次第ナルカ 今日迄何等申出タルコトナシ 政府ハ之ヲ以テ恰モ前記請求額ニ充當シ得ヘシ 右ハ力メテ内密ノ御話ナルニ付御含アリタシ」

珍田委員「露カ右預金ヲ要求セサルハ其ノ結果 前政府ノ債券債務ヲ承認スルコトトナルヲ恐ルルカ為ニアラスヤ」

幣原外相「明ラカナラサルモ トニ角要求シ来ラス」

有松委員「尼港問題、露陳謝決定ノ際、両国トモニ他ニ何等請求ヲナササルコトニ諒解アリヤ」

幣原外相「ナシ、但日本ハ「サカレン」利権ヲ以テ該事件賠償ト解シ居ル次第ナリ」

有松「尼港事件ヲ陳謝ノ公文ノミヲ以テ解決シタル次第ナリヤ」

幣原「国家間ニ於テハ解決シタルモノトス 但私人ノ損害ニ付テハ第2条第3項ニ依リ賠償ヲ請求スルヲ得」



井上「議定書(甲)第4条ニ関シ若シ露カ将来日本ニ対スル秘密同盟等ヲ結フ場合ハ如何」

幣原「カラハンハ交渉ノ際此ノ如キ将来ノ約束ヲモ禁止スルノ規定ヲ設ケンコトヲ要求シタルカ 我ニ於テ之ヲ拒否シタル行掛リアリ 但将来露カ此ノ如キ同盟等ヲ結フモ致シ方ナシ 日本モ同様ノ同盟ヲ結フノ自由ヲ有スヘシ」

### 精査委員会・石油利権問題(2月17日)

この日、海軍省軍需局長平塚保少将が出席して、前日の広田欧米局長の説明を補完した上で、1918年以来、久原・スターフによる合弁事業として北樺太油田開発を進め、20年7月の同地占領以後はこれを海軍から「北辰会」に請負わせ、同会はスターフとの共同経営で「其後益々有望ナルコトヲ発見」した。石炭については海軍に関係なく、占領軍司令官が北樺太企業組合とスターフとの合同事業として進めており、露国は鉱山国有化にもかかわらずこれを認めている。海軍としては、「北辰会」等従来からの企業を解散して新会社に操業させることにして、その費用は政府の軍事占領費から支出したが、その跡始末をどうするかは目下研究中である、「北辰会」の出費と政府軍事費とは別個に支出しており、西大佐の説明では、占領後はこれを政府事業とし、経営は「北辰会」に委任した、石炭についても占領後は陸軍が三菱に事業の経費を委ね、三菱は採炭を売却してその内から手数料を支払っており、軍事費からは支出していない由であった。さらに平塚局長の談話では、スターフの経営権は革命以前に得たものであり、革命以後はソビエト政府の国有化に帰しているが、日本軍の占領中はスターフとの合弁経営を便宜的に認めてきたにすぎず、今次の利権契約で、ソビエト政府は日本側にその経営を認めたのであるから、スターフ側として主張しうる権利を有していない。ただ、便宜的に合弁経営してきた「北辰会」や三菱がどのように解決するかは日本政府の関知する立場ではないが、実際上は幾許かの「涙金」を支出することになるのではないかと、「賠償等ヲ為ス必要ハ法理上ナカルヘキヤニ認メラル」との意見を述べた。

山川条約局長も、スターフは革命後は「法理上本来存在セサル権利ヲ占領

期間タケ日本ノ好意ニ依リ認メラレ、且之ヲ合弁事業ノ出資トシテ提供シ利益ヲ得タル次第ナルニ付 今次条約締結ノ結果新ナル事態生シ、スターフノ権利カ無ニ帰スルハ、我ニ於テ何等關係ナカルヘシ 但シ事実上涙金ヲ当業者カラ与フルハ別ナリ」と同様趣旨を敷衍した。

### 枢密院本会議（2月25日）

2月25日の枢密院本会議での審査報告では、「希望事項5項目」中の第4項目に、

「北薩哈噠ニ於ケル利権ノ獲得ハ事実ニ於テ尼港事件ニ対スル賠償ヲ収受スルノ意義ニ出ツルモノナル故ニ 当時国論ヲ沸騰セシメタル該事件ノ性質ヲ考ヘ適切ニ右利権ヲ活用シテ能ク帝国ノ利益ヲ伸暢シ 以テ之ヲ獲得シタル意義ヲ全クスルニ遺漏ナカラシムルコトヲ希望ス」

との審査委員会の全会一致の議決結果が報告されて終了した。

## 7 おわりに

1925年2月27日、北樺太派遣井上軍司令官は占領解除の布告を發し、撤兵は5月15日には完了して、日本のシベリア干渉出兵はやっと終焉を告げた。

日ソ北京會議は、1月20日調印、2月25日批准、2月26日実施、2月27日公布、4月15日批准書交換で発効、そののち1ヶ月以内に撤兵完了、撤兵完了後5ヶ月以内に石油利権契約、その後の1年以内に油田試掘調査権の承認、など、条約調印・撤兵、利権契約などが連鎖的に時間的に拘束されていた。日本の正式承認の獲得と念願の撤兵を実現させるためのソビエトの戦術でもあったろう。

ところで、第50議会は24年12月26日開会、翌1月22日再開、3月30日の閉会予定であった。加藤高明首相の冒頭の施政方針には、普選実現、貴院改革、行財政整理、国防軍備、中国政策、日ソ修交問題だったが、そこには治安維持法への言及はなかった。筆者は、日ソ修交の開幕を治安維持法（以下治維法と略）成立との関係で重視し、とくに日ソ基本条約第5条の宣伝禁止条項をめぐる枢密院精査委員会での議論や外務官僚の国内反共法実施の強調などにも着目して、

治維法成立過程について若干の問題を提起し、とくに普選法と治維法との関連について松尾<sup>たかよし</sup>尊允(敬称略、以下同)と論争してきた経緯がある(筆者稿「治安維持法成立過程に関する再論」(82年1月)『日ソ政治外交史』(85年8月)所収)。その後、松尾は筆者からの「批判に一々答えることはしない」として論点を回避しながら、小林の「所説の重要な論点」が「1つだけ誤っていることを指摘しておく」、として、彼の「普選法・治維法ワンセット」論の立場から、衆院の議事日程に関連して、普選法案が2月20日の枢密院本会議で採決されるためには、その前日の2月19日の治維法上程が必要であった。小林説のように、「日ソ基本条約の採決にそなえて」の治維法の緊急上程なら、なにも2月19日でなく、日ソ条約採決の枢密院本会議前日の2月24日の方が「緊急上程」の名にふさわしく「もしそうであったなら(小林説)を私も是認するであろう」と述べた上で、2月19日の治維法案上程と翌20日の枢府本会議の普選法採決という議事日程は、両法成立の「直接的関係を否定する小林説を裏切るもの」と論断している(松尾『普通選挙制度成立史の研究』89年7月、476頁注30)。

しかし、松尾所論は議院法規を無視し、議題の「提案」・「上程」を混同し、「緊急上程」手続をも無視して論外である。そこで、25年2月19日の治維法案「緊急上程」についての筆者の見解を要約し、松尾の誤認を指摘しておきたい。

普選法案は、すでに24年12月9日の閣議決定を経て、同月20日枢密院に諮詢されていた。日ソ基本条約は、25年1月20日調印、2月12～18日の間枢密精査委員会で審議され、2月21日にはその審査報告書も作成を了し、同25日の枢密院本会議に満場一致で承認され諮詢・批准を終了した。

普選法案は、2月20日の枢府本会議で諮詢・可決されたが、同法精査委員会の審査報告書は金子堅太郎委員長外、委員8名が連署して、2月16日には作成を終え、本会議に提出されている。かくて、普選法案は、貴衆両院での停止可決後3月29日の両院協議会で決定をみた。一方、治維法案は、3月7日に衆議院を修正可決、貴院で同19日可決、4月22日公布、5月11日に施行された。

ところで、切迫する日ソ国交の開幕は、3月9日V・L・コップが初代駐日大使に任命され、16日には旧ロシア大使館もソビエト政府に引渡されて、4月

24日にはコップが着任<sup>7)</sup>し、5月5日信任状を提出した。日本は、3月23日モスクワ大使館を開設、7月14日初代大使に田中都吉が任命された。

日ソ国交開始後の朝鮮の独立運動等の激化に対処し、朝鮮憲兵隊は東京憲兵司令官の隷下に統一<sup>8)</sup>されたが、これはコミンテルン運動に備えて、過激思想宣伝防遏に便ならしめるためであった(『大阪朝日』25年2月28日)。

また、関東軍は24年7月、参謀長川田明治名義による日ソ国交回復後の「極東及西伯利ニ於ケル軍事諜報機関配置ニ関スル意見書」を陸軍次官津野一輔に具申し、「国防上遺憾ナキヲ期セサルヘカラス」として、関東軍諜報機関を、ハルピンを中心として満州・シベリア各地にまで拡大し、沿海州や西シベリアには参謀本部直属機関を新設するなど、26年6月には「関東軍諜報勤務規定」が改定されてほぼ当初の目的を達成<sup>9)</sup>した。国内でも、治安当局の「思想善導講習会」(25年2月)や警察部長会議(5月26日)などの活潑な動きが見<sup>10)</sup>られた。

筆者の意見では、2月19日の治維法案の「緊急上程」は、若槻内相や小川法相らが如上の多様な対ソ策に連動して、在日ソビエト公館の開設までに治維法を発効せしめたい、との焦慮の対応に他ならなかった。法律は公布の日から20日後に施行される。国会会期末も切迫しており貴衆両院での審議遅滞は許されない。

2月17日、若槻・小川は政治折衝で治維法案の大体について合意の上、若槻が午後の日ソ条約精査委員会に出席、初めて治維法案の「内容を漏示」し、今回は「国体」変革など最重要問題について「兎ニ角迅速ニ同法ヲ実施シ得ムカ為細事ハ将来ニ譲リタル次第」と説明し、同日夕刻の院内閣議でこれを承認、直ちに上奏裁可の経手を経た上、翌18日、首・内・司・3大臣連署して治維法案を議会に提出した。同日『官報』には、政府提出議案「治安維持法」とのみ記されている(2月19日号)。

しかし、同18日は与党内にも依然として治維法案反対論が強く、院内議員クラブでこれらの反対議員と各社記者50名が集会して同議案廃棄を決議し、翌19日には与党各派10数名が2手に別れて各新聞社を歴訪、声明書を発表した。そこには、いまや国民は「議会政治を是認して普選の通過を一日千秋の思いを以

て待ちつつある……この秋に<sup>あた</sup>方って突如この弾圧法を發布し、一世を威嚇し、折角の右傾的傾向を左転せしむる」というのがその反対の趣旨であった。

かくて、2月18日は、治維法案は「提案」はされたものの「上程」は不明で、与党3派交渉待ちの状態となり、あるいは普選案上程の21日以後か、とその混乱ぶりが報ぜられた。この日若槻は、星島<sup>にろう</sup>二郎(革新倶楽部)の議事日程の質問に、御裁可あり次第で、治維法が普選より先になるやに答えている。かくして、2月19日、小川法相は憲政会を通じて3派と交渉の末、米穀法案の審議終了後に治維法案を「緊急上程」することを決定した。『官報』2月20日号には、「右議案ハ議事日程ヲ変更シテ院議ニ付シ其審査ヲ付託スヘキ委員選挙ノ件ハ議長指名(27名)ノ委員ニ付スルニ決ス<sup>11)</sup>」と記されている。

2月19日、「緊急上程」された治維法案は、即日第1議会で審議され、若槻内相が提案趣旨を説明し、「日露の国交も早晩回復を見」て「過激運動者は各種の機会を得る」であろうが、現行治安立法だけでは「取締の実を挙ぐることを得ざるの機がないでは」ないので本法案を立案した、と述べた。同法案は、2月23日から7回の審議の末、3月7日の本会議で「政体」を削除修正し可決、貴族院では3月11日上程、審議4回で、19日の本会議で可決し成立した。会期末まで僅か旬日を残すのみであった<sup>12)</sup>。

松尾は、小林説は「重要な論点が誤っている」(として、2月19日の治維法「緊急上程」を、小林は25日の枢密院本会議における日ソ基本条約の「採決にそなえての処置」である、と松尾は勝手な解釈をして、もしそれならば本会議前日の24日が「ふさわしい」し小林説を「私も是認」する、と解説している。

しかし、事實は、前述の経過や若槻の提案理由の如く、残されたわずかな会期中に治安法案を成立させ、日ソ条約宣伝禁止条項の発効、ソビエト公館活動開始までにいかに間に合わせるか、にひそかな期待がこめられていたと考える。

もともと、枢密院本会議は天皇臨席を前提し、議決を経た案件等の大体議を決するための全会一致を立前としている。そのため、たとえば、日ソ基本条約の精査委員会は、2月18日に閉会后、2月21日に審査報告を作成し、本会議は、閉会3日前に審査報告書・参考資料を添付して各員に通知されている。松尾私

案の24日「緊急上程」案が本会議の「採決にそなえての処置」として「ふさわしい」との小林批判は、筆者には、歴史研究とは無縁の妄言としか思えない。2月20日の普選法枢密院本会議前日の治維法案上程も、すでに2月16日に審査報告書作成済みであり、本会議「採決」にいかに関係するのであろうか。<sup>13)</sup>

#### 注

- 1) Norton, Far Eastern Republic of Siberia, 1923. 堀江則雄『極東共和国の夢』, 未来社, 1999。
- 2) 参謀本部『西伯利出兵史』第2巻, 580頁。
- 3) フーヴァー研究所(スタンフォード大学), ハミルトン図書館(ハワイ大学)その他龐大な資料の検証の成果で, とくにロシア側事情の分析は参考になる。
- 4) 「薩<sup>サガレン</sup>哈<sup>ハ</sup>嚙<sup>カ</sup>州占領及同地産業ニ関スル閣議議決定集」, 外務省記録文書『北京会議の別冊参考, (24)』所収。
- 5) 外務省記録之書『東京予備会議』所収。
- 6) 北樺太石油利権については, すでに18年5月(出兵前3ヶ月)に, 久原鉱業株式会社・スタヘーフ商会間に油田調査契約(4年期限)が結ばれており, 19年4月1日の閣議は, 同地の油田・炭田が日本の燃料供給に「絶対ニ必要」であり, 米国資本の同地進出企図は, 「名義ノ如何ニ拘ラス 帝国ノ国防ニ対スル重大ナル脅威ニシテ帝国ノ存立上到底許容スル能ハサル所」であり, 日露資本以外は同地に参入しないようオムスク政府に約束させたこと(但し, 同政権は19年末赤軍に敗滅された・筆者注), 日本資本家は内訌を避け協同一致すること, 政府はこれに相当の援助・奨励手段を講ずること, を決定した。このため「北辰会」組合が創設されて, 久原・スタヘーフ契約の権利・義務一切を継承した(19年5月1日)。「北辰会」メンバーは, 久原鉱業・三菱鉱業が各1/4, 日本石油・宝田石油が各1/6を持分とし, 6月には従業員200名を現地に派遣。海軍省も地質調査隊5組を派遣してこれを援助した。「尼港事件」発生に際しては, 所要舞台を急派して武力でその調査開発を保護することを7月10日の閣議で決定した。7月16日には, 同地油田・炭田問題は海軍管轄とすることを, 陸・海・外・農商各省間で協定, 翌21年5月, 「北辰会」を株式会社に改組(資本金500万円, 会長橋本圭三郎「日石」社長), 22年, 三井鉱山・鈴木商店が加盟(宝田は日石に合弁)した。日ソ国交樹立後の26年6月には北樺太石油会社(資本金1000万円)が創建され, 元海軍省軍需局長の中里<sup>シゲツ</sup>重次中將が初代社長に就任した。外務省記録文書『帝国ノ対露利権問題雑件—北樺太石油会社関係—』第1巻所収。
- 7) 後藤新平のヨッフエ招致の経緯については, 鶴見祐輔『後藤新平』第4巻に詳

しい。なお、筆者稿『日ソ国交調整の一断面』（『国際政治』58年夏季号、有斐閣所収）参照。後藤は事前に加藤友三郎海軍大将（首相兼海相）と要談し「意見投合せるに満足」した（『正伝』）。後藤は、前記海軍の申達書と奇しくもほぼ同時の2月26日に加藤大将に手交した覚書の中で、外務当局者はロシアに小権謀を弄して誠意がなく、松平欧米局長などはヨッフエの相手ではない、内相・外相ともに怠けてその日を送り、国家国民のために明日の計を講ずる誠意と勇気がない、と一刀両断の上で、対ソ承認は早いほど有効であり、利権はその交換問題たりうるのであって、他国に追随しての承認は「二東三文ノ価値スラ無カルヘシ」と痛言している（『正伝』418-22頁）。もともと伊藤博文・後藤らの日露協商路線の構想が、対英依存の列国協調論に立った霞ヶ関主流との従来からの確執が激突したといえる。外務省のヨッフエ観も尋常ではない。小幡酉吉駐華公使から内田康哉外相宛での暗号電報（139号、23年2月20日午後6時30分）では、ヨッフエは「性格偏狭苛酷ニシテ容易ニ人ト相容レス部下ニ対シテモ人望薄キノミナラスモスクワ政府ノ信用薄ラキ 早晚極東代表者タルノ地位ヲ他ニ譲ラサルヘカラストノ風説ハ本使モ予テ聞及ヘル所」と述べ、ヨッフエとの交渉を抑制するよう進言している（外務省記録文書『東京予備会議』所収）。

- 7) コップが赴任途次ハルピンで演説し、「日露条約は一片の反古同然で、日本は、ロシアが米国に取入るためのダシにすぎない」旨の本音を語ったという悪意のデマが報道された（『報知新聞』4月22日）。外務省記録文書『別冊哈爾賓ニ於ケル露大使演説』また、林権助英大使は、24年1月15日の松井慶四郎外相宛意見書の中で、もしソビエトを正式承認する場合、ソビエト政府代表者の宮中引見は避けるべきである、と提言している（外務省記録文書『北京会議』）。
- 8) 25年2月26日勅令第1号、田崎治久『続日本之憲兵』718頁。
- 9) 『密大日記』大正13年第4冊、15年第1冊、防衛庁戦史室所蔵、筆者『日ソ政治外交史』186-87頁。
- 10) 『日本労働年鑑』大正15年度版462頁。
- 11) 衆議院規則（明治22年）は議事日程に関して、議長は次会の議事日程を議院に報告し（第78条）、官報に掲載し議員に配布する（第80条）。しかし、緊急事件で開議の動議が提起され、または議長が緊急事件と認めたときは討議なく議院に諮り、議事日程を変更しうる（第82条）。第1読会以後の議事規定も「緊急事件ニ付テハ此ノ限りニ在ラス」とされる（第88条以下）。『議会制度70年史 資料』参照。
- 12) 荻野富士夫『治安維持法関係資料集Ⅳ』は「これほどの重要法案を両院あわせてわずか1ヶ月で通過」させたと許している（5571頁）。
- 13) 諸橋 裏『明治憲法と枢密院制』1954、46頁。

## 資 料

1925 大正14

### ○日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦間の關係を律する基本的法則に關する條約

大正14年（1925年）1月20日北京ニ於テ記名

大正14年（1925年）2月25日批 准

大正14年（1925年）2月26日實 施

大正14年（1925年）2月27日公 布

大正14年（1925年）4月15日北京ニ於テ批准書交換

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ハ兩國間ニ善隣及經濟的協力ノ關係ヲ促進セムコトヲ希望シ右關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

日本國皇帝陛下

支那共和國駐劄特命全權公使從四位勳一等

芳 澤 謙 吉

「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ノ中央執行委員會

支那共和國駐劄大使

「レフ，ミハイロヴィチ，カラハン」

右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルコトヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第1條 兩締約國ハ本條約ノ實施ト共ニ兩國間ニ外交及領事關係ノ確立セラルヘキコトヲ約ス

第2條 「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ハ1905年9月5日ノ「ポーツマス」條約カ完全ニ效力ヲ存續スルコトヲ約ス

1917年11月7日前ニ於テ日本國ト露西亞國トノ間ニ締結セラレタル條約，協約及協定ニシテ右「ポーツマス」條約以外ノモノハ兩締約國ノ政府間ニ追テ開カルヘキ會議ニ於テ審査セラルヘク且變化シタル事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ改訂又ハ廢棄セラレ得ヘキコトヲ約ス

第3條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ1907年ノ漁業協約ノ締結以後一般事態ニ付發生シタルコトアルヘキ變化ヲ考量シ右漁業協約ノ改訂ヲ爲スヘキコトヲ約ス  
右改訂協約ノ締結ニ至ル迄ノ間「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ日本國臣民ニ對スル漁區ノ貸下ニ關シ1924年ニ確立セラレタル實行方法ヲ維持スヘシ

第4條 兩締約國ノ政府ハ本條約實施ノ上ハ左記ノ原則ニ從ヒ通商航海條約ノ締結ヲ



爲スヘク且右條約ノ締結ニ至ル迄ノ間兩國間ノ一般交通ハ右原則ニ依リ律セラルヘキコトヲ約ス

- (1) 兩締約國ノ一方ノ臣民又ハ人民ハ他方ノ法令ニ從ヒ(イ)其ノ領域内ニ到リ，旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク(ロ)身體及財産ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ共有スヘシ
- (2) 兩締約國ノ一方ハ私有財産權並通商，航海，産業及其ノ他ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ最廣キ範圍ニ於テ且相互條件ノ下ニ他方ノ臣民又ハ人民ニ對シ自國領域内ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ付與スヘシ
- (3) 自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締結國ノ權利ヲ害スルコトナク，兩國ノ通商，航海及産業ヲ成ルヘク最惠國ノ地歩ニ置クハ兩締約國ノ意嚮ナルニ依リ兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其ノ他ノ交通ノ増進ヲ妨クルニ至ルコトアルヘキ禁止，制限又ハ課金ヲ他方締約國ニ對シ差別的ニ行フコトナカルヘキモノトス

又兩締約國ノ政府ハ兩國間ニ於ケル經濟上ノ關係ヲ調整シ且促進スル爲通商及航海ニ關連スル特別ノ協定ヲ締結スルノ目的ヲ以テ事態ノ要求スルコトアルヘキ所ニ從ヒ隨時商談ヲ爲スコトヲ約ス

第5條 兩締約國ハ互ニ平和及友好ノ關係ヲ維持スルコト，自國ノ法權内ニ於テ自由ニ自國ノ生活ヲ律スル當然ナル國ノ權利ヲ充分ニ尊重スルコト，公然又ハ陰密ノ何等カノ行爲ニシテ苟モ日本國又ハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ノ領域ノ何レカノ部分ニ於ケル秩序及安寧ヲ危殆ナラシムルコトアルヘキモノハ之ヲ爲サス且締約國ノ爲何等カノ政府ノ任務ニ在ル一切ノ人及締約國ヨリ何等カノ財的援助ヲ受クル一切ノ團體ヲシテ右ノ行爲ヲ爲サシメサルコトノ希望及意嚮ヲ嚴密ニ確認ス  
又締約國ハ其ノ法權内ニ在ル地域ニ於テ(イ)他方ノ領域ノ何レカノ部分ニ對スル政府ナリト稱スル團體若ハ集團又ハ(ロ)右團體若ハ集團ノ爲政治上ノ活動ヲ現ニ行フモノト認メラルヘキ外國人タル臣民若ハ人民ノ存在ヲ許ササルヘキコトヲ約ス

第6條 兩國間ノ經濟上ノ關係ヲ促進スル爲又天然資源ニ關スル日本國ノ需要ヲ考量シ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ノ一切ノ領域内ニ於ケル財産，森林及其ノ他ノ天然資源ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國ノ臣民，會社及組合ニ許與スルノ意嚮ヲ有ス

第7條 本條約ハ批准セラルヘシ

各締約國ノ右批准ハ成ルヘク速ニ其ノ北京駐劄外交代表者ニ由リ他方ノ政府ニ通知セラルヘク且本條約ハ右通知中後ニ爲サレタルモノノ日ヨリ完全ニ實施セラルヘシ批准書ノ正式交換ハ成ルヘク速ニ北京ニ於テ行ハルヘシ

右證據トステ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本條約ニ通ニ署名調印セリ

1925年1月20日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉(印)

エル、カラハン(印)

議定書(甲)

大正14年(1925年)1月20日北京ニ於テ記名

大正14年(1925年)2月27日公 布

日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ハ兩國間ノ關係ヲ律スル基本の法則ニ關スル條約ニ本日署名スルニ當リ同條約ニ關連スル諸問題ヲ規定スルノ有益ナルコトヲ認メ其ノ各全權委員ニ由リ左ノ諸條ヲ協定セリ

第1條 各締約國ハ他方ノ大使館及領事館ニ屬スル動産及不動産ニシテ自國ノ領域内ニ現存スルモノヲ右他方ニ引渡スコトヲ約ス

東京ニ於テ前露西亞國政府ノ占有シタル土地カ東京ノ都市計畫又ハ公共ノ目的ノ爲ニスル事業ニ對シ支障ト爲ルカ如キ位置ニ在リト認メラルル場合ニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ右支障除去ノ爲日本國政府ノ爲スコトアルヘキ提議ヲ考慮スルノ意嚮アルモノトス

「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ノ領域ニ設置セラルヘキ日本國大使館及領事館ニ對スル相當ノ敷地及建物ノ選定ニ付一切ノ適當ナル便益ヲ日本國政府ニ與フヘシ

第2條 前露西亞國政府即チ露西亞帝國政府及之ヲ繼承シタル臨時政府ノ發行シタル公債及國庫證券ニ依リ日本國ノ政府又ハ臣民ニ對シテ負ヘル債務ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ保留セラルルコトヲ約ス

尤モ右問題ノ調整ニ當リ日本國ノ政府又ハ臣民ハ一切ノ他ノ條件ニシテ均シキニ於テハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府カ同様ノ問題ニ付他ノ何レノ國ノ政府又ハ國民ニ與フルコトアルヘキモノヨリモ不利益ナル地位ニ置カルルコトナカルヘシ又締約國ノ一方ノ政府ノ他方ノ政府ニ對スル請求權又ハ締約國ノ一方ノ國民ノ他方ノ政府ニ對スル請求權ニ關スル一切ノ問題ハ日本國政府ト「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府トノ間ノ將來ノ商議ニ於ケル調整ニ留保セラルルコトヲ約ス

第3條 北「サガレン」ニ於ケル氣候ノ狀態カ現ニ同地方ニ駐屯スル日本國軍隊ノ即時本國輸送ヲ妨クルニ鑑ミ右軍隊ハ1925年5月15日迄ニ同地方ヨリ完全ニ撤退セラルヘシ

右撤退ハ氣候ノ狀態カ之ヲ許スニ至ラハ直ニ開始セラルヘク且日本國軍隊ノ撤退シタル北「サガレン」ノ總テノ地方ハ直ニ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ノ當該官憲ニ完全ナル主權ニ於テ還付セラルヘシ

行政ノ引渡及占領ノ終了ニ關スル細目ハ「アレクサンドロウスク」ニ於テ日本國占

シベリア干渉の終焉と日ソ修交への道(続) (小林)

領軍司令官ト「ソヴィエト」社會主義共和國連邦代表者トノ間ニ協定セラルヘシ

第4條 兩締約國ハ其ノ一方カ何レカノ第三國ト結ヒタル軍事同盟ノ條約若ハ協定又ハ其ノ他ノ祕密協定ニシテ他方締約國ノ主權、領土權又ハ國家的安全ニ對スル侵害又ハ脅威ト成ルヘキモノノ現ニ存在セサルコトヲ互ニ聲明ス

第5條 本議定書ハ同日付ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ

右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書ニ通ニ署名調印セリ

1925年1月20日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉(印)

エル、カラハン(印)

議定書(乙)

大正14年(1925年)1月20日北京ニ於テ記名

大正14年(1925年)2月27日公布

兩締約國ハ日本國ト「ソヴィエト」社會主義共和國連邦トノ全權委員間ニ本日署名セラレタル議定書(甲)第3條ニ規定セラレタル所ニ從ヒ日本國軍隊カ北「サガレン」ヨリ完全ニ撤退シタル日ヨリ5月内ニ締結セラルヘキ利權契約ニ對スル基礎トシテ左ノ如ク協定セリ

- 1 「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ日本國代表者ニ依リ1924年8月29日連邦ノ代表者ニ交付セラレタル覺書ニ記載セラルル北「サガレン」於ケル油田ノ各ノ地積5割ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス右開發ノ爲日本國當業者ニ貸付セラルヘキ地積ヲ決定スルノ目的ヲ以テ右油田ノ各ハ各15乃至40「デシャティン」ノ基盤目方形ニ區分セラルヘク且全地積ノ5割ニ相當スル右方形ノ數ハ日本人ニ割當テラルヘシ但シ右日本人ニ貸付セラルヘキ方形ハ原則トシテ相隣接スヘカラサルモ日本人ノ現ニ掘鑿又ハ作業中ナル一切ノ抗井ヲ包含スヘキモノトス右覺書ニ記載セラルル油田中貸付セラレサル殘餘ノ地區ニ關シテハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府カ右地區ノ全部又ハ1部ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス
- 2 又「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ利權契約締結ノ後1年内ニ選定セラルヘキ一千平方「ヴェルスト」ノ地積ニ亘リ北「サガレン」ノ東海岸ニ於テ五年乃至10年ノ期間油田ヲ調査試掘スルコトヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許可スルコトヲ約ス又油田カ日本人ニ依ル右調査試掘ノ結果確定セラレタル場合ニ於テハ右確定セラレタル油田ノ地積5割ノ開發ニ對スル利權ハ日本人ニ許與セラルヘシ

- 3 「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ特定ノ地積ニ亘リ北「サガレン」ノ西海岸ニ於テ炭田ノ開發ニ對スル利權ヲ日本國政府ノ推薦スル日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ利權契約ニ於テ決定セラルヘキ特定ノ地積ニ亘リ「ドゥーエ」地方ニ於ケル炭田ニ關スル利權ヲ右日本國當業者ニ許與スルコトヲ約ス又前2項ニ掲ケラルル特定ノ地積以外ノ炭田ニ關シテハ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府カ之ヲ外國人ノ利權ニ提供スルコトニ決スルトキハ日本國當業者ハ右利權ニ關スル事項ニ付均等ノ機會ヲ與ヘラルヘキコトヲ約ス
- 4 前諸號ニ規定セラルル油田及炭田ノ開發ニ對スル利權ノ期間ハ40年乃至50年タルヘシ
- 5 日本人タル利權取得者ハ右利權ニ對スル報償トシテ炭田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ5分乃至8分ヲ又油田ノ場合ニ於テハ其ノ總產額ノ5分乃至1割5分ヲ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ニ對シ毎年提供スヘシ但シ自噴油田ノ場合ニ於テハ右報償ハ其ノ總產額ノ4割5分迄之ヲ増加スルコトヲ得報償トシテ提供セラルヘキ產額ノ割合ハ利權契約ニ於テ確定的ニ定メラルヘク且右契約中ニ定メラルヘキ方法ニ依リ年產額ノ率ニ應シ等差ヲ設ケラルヘシ
- 6 右日本國當業者ハ企業ノ目的ニ要スル木材ヲ伐採スルコトヲ且交通並物資及生産物ノ運輸ヲ容易ナラシムル爲諸般ノ施設ヲ爲スルコトヲ許サルヘシ右ニ關スル細目ハ利權契約ニ於テ定メラルヘシ
- 7 前記ノ報償ニ鑑ミ又企業カ當該地區ノ地理上ノ位置及其ノ他ノ一般狀態ニ依リ受クヘキ不利益ヲ考量シ右企業ニ要スル又ハ之ヨリ得タル何等カノ物件、物資又ハ生産物ノ輸入及輸出ハ無稅ニテ許可セラルヘク且右企業ハ其ノ收益的經營ヲ事實上不可能ナラシムルコトアルヘキ如何ナル課稅又ハ制限ヲモ加ヘラルルコトナカルヘキコトヲ約ス
- 8 「ソヴィエト」社會主義共和國連邦政府ハ右企業ニ對シ一切ノ適當ナル保護及便益ヲ與フヘシ
- 9 前諸號ニ關連スル細目ハ利權契約ニ於テ協定セラルヘシ  
本議定書ハ同日付ヲ以テ署名セラレタル日本國及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ノ批准ト共ニ批准セラレタルモノト看做サルヘシ  
右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テシタル本議定書ニ通ニ署名調印セリ

1925年1月20日北京ニ於テ作成ス

芳澤謙吉(印)  
エル、カラハン(印)

「ポーツマス」條約締結の責任に関する聲明書

大正14年(1925年)1月20日北京ニ於テ

大正14年(1925年)2月27日告 示

「ソヴィエト」社會主義共和國連邦及日本國間ノ關係ヲ律スル基本的法則ニ關スル條約ニ本日署名スル當リ「ソヴィエト」社會主義共和國連邦ノ全權委員タル下名ハ本國政府ニ於テ1905年9月5日ノ「ポーツマス」條約ノ效力ヲ承認スルコトハ同國政府ニ於テ右條約ノ締結ニ付前帝政政府ト政治上ノ責任ヲ分ツコトヲ同等意味セサルコトヲ聲明スルノ光榮ヲ有ス

1925年1月20日北京ニ於テ

エル, カラハン (印)